

問い合わせ先
警備救難部刑事課
専門官 関田
03-3591-6361 (内線 5403)
03-3581-7946 (夜間直通)
警備救難部救難課
海浜事故対策官 上之段
03-3591-6361 (内線 5902)
03-3581-2828 (夜間直通)
交 通 部安全課
課長補佐 戸ノ崎
03-3591-6361 (内線 6302)
03-3591-2776 (夜間直通)

(速報)

平成19年5月11日
海上保安庁

マリレジャー活動に係るゴールデンウィーク安全推進旬間の実施結果等について

プレジャーボート等の海難船舶隻数は64隻、昨年に比べ12隻の減
マリレジャーに伴う海浜事故者数は39人、昨年に比べ4人の増
プレジャーボート等の乗船者のライフジャケット着用率は57パーセント、昨年に比
べ3パーセント増
磯釣り者のライフジャケット着用率は58パーセント、昨年に比べ4パーセント増
プレジャーボート等6,332隻に対して現場指導
遵守事項違反1隻、警告256件、検挙469件
プレジャーボート等とは、プレジャーボート(モーターボート、ヨット、水上オートバイ等)及
び遊漁船をいう。
マリレジャーに伴う海浜事故とは、遊泳中、釣り中、磯遊び中、スキューバダイビング中、サ
ーフィン中等に伴う海浜事故をいう。

海上保安庁では、「海で安全に楽しく遊ぶために ~大切な命を自分で守る~」をテーマとし
て、ゴールデンウィークにおけるマリレジャー安全推進旬間(4/27(金)~5/6(日)
までの10日間)を設け、安全推進活動を実施しました。

その内容は次のとおりです。

1. 実施結果

期間中、全国の海上保安部署の海上保安官が、各地のマリーナ、釣具店等を3,086
箇所訪問、リーフレット等を活用して自己救命策確保の重要性を周知しました。

また、小中学生等の若年齢層を対象とした海上安全教室等を全国61箇所で行うなど、
参加者総数5,307人に事故事例を示した説明等を行い、海上での安全意識を深めても
らいました。

さらに、本旬間中、マリレジャー拠点周辺海域において、巡視船艇延べ1,664隻、
航空機延べ134機によりプレジャーボート等計6,332隻に対して自己救命策の確保
及び遵守事項(酒酔い等操縦禁止、自己操縦義務、危険操縦禁止など)に関する現場指導
等を実施しました。

2 . 海難、人身事故発生状況

プレジャーボート等の海難船舶隻数は64隻、これに伴う死者・行方不明者数は0人でした。海難船舶隻数は昨年に比べ12隻の減、死者・行方不明者数は2人減でした。

マリナーレジャーに伴う海浜事故者数は39人で、うち死者・行方不明者数は14人でした。昨年に比べ、事故者数は4人増で、死者・行方不明者数は2人減でした。

この内訳は、釣り中の事故者数は14人（死者・行方不明者数7人）、遊泳中の事故者数は5人（死者・行方不明者数は1人）、磯遊び中の事故者数は9人（死者・行方不明者数は4人）、サーフィン中の事故者数は5人（死者・行方不明者数は0人）、スキューバダイビング中の事故者数は2人（死者・行方不明者数は1人）などとなっています。

3 . 自己救命策確保状況調査

海上保安官が現場指導等により、ライフジャケット着用状況の調査を実施したところ、その着用率は、プレジャーボート等の乗船者（キャビン内にある者を除く。）については57パーセント、磯場・岸壁等で釣りを行っていた者については19パーセント（磯釣り58パーセント、岸壁・防波堤釣り12パーセント）でした。

プレジャーボート等の乗船者の防水パック入り携帯電話等の所持率は13パーセント、マリナーレジャー愛好者、海事関係者の118番認知率は66パーセントでした。

また、この期間中、プレジャーボート等からの海中転落者5人のうち、ライフジャケットを着用していた4人は生存救助されましたが、着用していなかった1人が行方不明となっており、ライフジャケットの着用が生存率向上に大きく寄与していることがわかります。

4 . プレジャーボート等に対する遵守事項違反等の状況

船舶職員及び小型船舶操縦者法に規定する遵守事項の内、救命胴衣着用義務違反を認められた1隻については、同法に基づき遵守事項違反通知書を交付し関係運輸局に通知しました。

また、無免許、定員超過、書類不備などの海事関係法令等違反の内、警告指導にとどめたもの256件、検挙したもの469件でした。

参考

ライフジャケット着用が功を奏した救助事例

1【ライフジャケットの着用で慌てることなく無事生還】

平成19年4月29日(日)、釣り人2名が海岸から手漕ぎゴムボートで、沖合30m付近の岩場に渡り磯釣りをしていたところ、風が強くなり波が高くなってきたことから海岸に戻ろうとゴムボートに乗り移る際に、体のバランスを崩して2名とも海中へ転落してしまい、ゴムボートは風と潮流により沖合へ流されてしまいました。

両名は海中へ転落しましたが、ライフジャケットを着用していたことから慌てることなく、自力で岩場の安全な場所に這い上がることができました。

同状況を見ていた他の釣り人が118番へ通報し、海保と消防の協力により岩場に孤立した2名を消防ボートにより無事救助しました。

2【ライフジャケットの着用で漂流中に無事救助】

平成19年4月30日(月)、釣り人2名が手漕ぎボートに乗船し、河口沖で釣りをしていたところ、磯波により転覆し、2名とも海中転落してしまいました。海中転落した2名はライフジャケットを着用していたことから、波の高い海面の中、転覆したゴムボートに捕まることができました。

その後、漂流状態で救助を待っていたところ、この状況を目撃した付近釣り人が通報し、出動した地元水難救済会所属船が漂流中の2名を救助しました。2名とも軽度の低体温症と診断されましたが、命に別状はありませんでした。

【防水パック入り携帯電話を携行しましょう】

今回の事案は、幸い他の釣り人により通報され救助されましたが、もし、他の釣り人等がいなかった場合、通報が遅れ、捜索・救助が困難となる場合も予想されます。このような場合に備えて、是非防水パック入り携帯電話を携行しましょう。

マリレジャー安全推進旬間における事故発生状況

(平成18年:4/28~5/7、平成19年:4/27~5/6)

1 プレジャーボート等の船舶海難

(単位:隻・()は人)

船舶の用途	年	平成18年 確定値	平成19年 速報値
モーターボート		43(0)	26(0)
ヨット		7(0)	15(0)
水上オートバイ		12(0)	4(0)
遊漁船		6(0)	5(0)
その他		8(2)	14(0)
合 計		76(2)	64(0)

注1) ()内は死者・行方不明者数で再掲

注2) その他とは、シーカヤック、ゴムボート等をいう

2 人身事故

(単位:人)

船舶の用途	年	平成18年 確定値	平成19年 速報値
プレジャーボート等の乗船者の人身事故	海中転落	4(3)	5(1)
	負傷	5(0)	8(0)
	病気	3(0)	0(0)
	中毒	0(0)	0(0)
	その他	6(1)	1(1)
	小 計	18(4)	14(2)
マリレジャーに伴う海浜事故	遊泳中	3(3)	5(1)
	磯遊び中	2(2)	9(4)
	釣り中	14(4)	14(7)
	サーフィン中	3(1)	5(0)
	ボートセーリング中	2(0)	4(1)
	スキューバダイビング中	5(4)	2(1)
	ウェイクボード中	0(0)	0(0)
	その他	6(2)	0(0)
	小 計	35(16)	39(14)
合 計		53(20)	53(16)

注1) 「プレジャーボート等の乗船者の人身事故」とは、船舶海難以外の事由により発生したプレジャーボート及び遊漁船の乗船者の事故をいう

注2) ()内は死者・行方不明者数で再掲

デジタル画像



プレジャーボートに対する安全指導



マリーナへの訪問



釣り人に対する安全指導



出前授業での救命胴衣着用体験



動物園でのイベント - 紙芝居



海難防止講習会